

令和3年度第2回セーフティーネットについて検討する部会 次第

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

- (1) 「セーフティーネットについて検討する部会」の設置の考え方について
・・・資料1

- (2) 見守りネットワークに関する施策の連携強化について
・・・資料2～5

- (3) 認知症個人賠償責任保険事業について
・・・資料6－①、②

配付資料

- 資料1 「セーフティーネットについて検討する部会」の設置の考え方について
- 資料2 見守りネットワーク施策に関する各種統計
- 資料3 見守りネットワークに関する施策の連携強化について (案)
- 資料4－① 行方不明者発生に関するネットワークの現状
- 資料4－② 行方不明通報時対応フロー
- 資料5 行方不明事案発生時の情報共有ネットワークイメージ (案)
- 資料6－① 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業にかかる課題について
- 資料6－② 賠償保険に関する意見要旨
(令和3年10月8日令和3年度第1回 (仮称) セーフティーネットについて検討する部会)
- 参考資料 認知症の方のセーフティーネットについて

「セーフティーネットについて検討する部会」の設置の考え方について

1、これまでの経過等

令和3年8月30日開催の「令和3年度第1回世田谷区認知症施策評価委員会」において、参考資料「認知症の方のセーフティーネットについて」（令和3年8月30日令和3年度第1回世田谷区認知症施策評価委員会資料）のとおり、今後の検討の進め方について了承を得て、令和3年10月8日に「令和3年度第1回（仮称）セーフティーネットについて検討する部会」を開催した。

2、主旨

区は、現在、「世田谷区認知症とともに生きる希望計画」（以下「希望計画」という。）に基づく4つの重点テーマ及び4つのプロジェクトを進めている。

その中で、これまでの認知症施策評価委員会及び認知症施策評価委員会にかかる部会において、本人、家族を含む委員よりいただいた意見や、認知症損害賠償保険（以下「賠償保険」という。）事業を実施している自治体へのアンケート調査結果等をもとにしながら、①地域の見守りネットワーク及び②賠償保険も含めたセーフティーネット全体について検討していく。

- ① 地域の見守りネットワークについて・・・希望計画に基づく4つのプロジェクトのうち、「地域づくりプロジェクト」において取組みの一つに掲げた、認知症の方の「安心・安全な外出を守る地域づくり」を実現するため、まずは認知症の方が外出したが行き先が分からなくなったり、自宅に帰れなくなった場合等の行方不明時の対応が生命に関わり緊急度が高いことから、地域の見守りネットワークの拡充等について、本部会において最優先課題として検討していく。また、消費者被害等についても、本人を交えながら、必要なセーフティーネットについても併せて検討していく。
- ② 賠償保険について・・・全国の様々な自治体で導入し始めてきている賠償保険についても、上記のような「川上対策」を補完する取組みとして、併せて議論を進めていく。

見守りネットワーク施策に関する各種統計

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (4~6月分実績)
1. 行方不明対応件数（あんすこ）				
行方不明対応件数※1	-	-	-	4
内実人数※1	-	-	-	4
※1 令和3年度より統計調査を開始				
2. あんしん見守り事業（あんすこ）				
見守り相談実人数	6,765	6,977	6,525	1,163
見守り相談延人数	23,891	25,009	23,923	5,508
延人数の内 見守り終了人数	6,096	6,155	5,861	611
延人数の内 見守り継続人数	17,795	18,854	18,062	4,897
見守りボランティア登録人数	213	221	226	215
ボランティア訪問利用人数	68	45	71	52
3. 東京都「行方不明認知症高齢者等情報共有サイト」利用				
登録件数	6	1	2	2
4. 高齢者見守りステッカー（高齢福祉課）				
年度末登録人数	249	333	378	379
通報対応件数	10	8	4	3
5. せたがやはいかい SOS ネットワーク（社協）				
利用者人数（事前登録者の実人数）	65	75	86	89
メール配信件数	3 ※2	5	4	1
発見協力者人数	560	585	606	609
内新規登録者人数	12	25	20	3
※2 3件のうち2件は配信前に発見されたため未配信となる。 （各年度とも、発見協力者が本人を発見するには至っていない。） 出典：世田谷区社会福祉協議会発行「事業計画・予算書」（平成30年～令和2年まで）				

	警察署名	平成 30 年※3	令和元年※3	令和 2 年※3
6. 各警察署における統計				
① 行方不明者の届出受理数	世田谷	81	66	51
	北 沢	28	43	40
	玉 川	72	84	71
	成 城	84	125	93
	合 計	265	318	255
② ①の内、65 歳以上で認知症又はその疑いによる件数 (延べ)	世田谷	24	17	15
	北 沢	6	9	5
	玉 川	20	19	13
	成 城	12	27	27
	合 計	62	72	60
③ ①の内、65 歳以上で認知症又はその疑いによる実数	世田谷	18	16	10
	北 沢	6	8	5
	玉 川	20	18	13
	成 城	8	23	24
	合 計	52	65	52
④ ①の内、65 歳以上で認知症又はその疑いの方、かつその届出が初回※4ではなかった方の件数 (延べ)【リピーター】	世田谷	10	2	8
	北 沢	0	2	0
	玉 川	0	2	0
	成 城	7	8	5
	合 計	17	14	13
⑤ ①の内、65 歳以上で認知症又はその疑いの方、かつその届出が初回※4ではなかった方の実数【リピーター】	世田谷	4	1	3
	北 沢	0	1	0
	玉 川	0	1	0
	成 城	3	4	2
	合 計	7	7	5
※3 その年の 1 月～12 月の数値を計上。				
※4 初回か否かの判断は、当該年において判断。				

見守りネットワークに関する施策の連携強化について（案）

1. 行方不明を繰り返す方への支援強化

- ① 本人等を交えたケアプランの見直し・振り返り
 - ・本人等と外出時の背景要因、生活行動パターンと支援策（介護保険サービスの他、ヘルプカードや各種福祉用具の活用・検討）について話し合う。
- ② 地域での話し合い（地域ケア会議等）
 - ・地域の中で行方不明に関する課題（トリガーポイント等）と支援策について話し合う。
- ③ 警察署との連携
 - ・行方不明に関する継続した統計や事案に関する情報提供。

2. 区事業及び社会福祉協議会における事業との連携強化

- ① 「はいかいSOSネットワーク」の改称について
 - 事業名の改称が確定している。詳細については、次年度に向けて調整・検討を行っている。
- ② 「高齢者見守りステッカー」および「はいかいSOSネットワーク」事業における双方への登録の推進・・・資料4-①

区内で行方不明になる可能性のある人（約800人）に比べ、「高齢者見守りステッカー」登録者（378人）および「はいかいSOSネットワーク」利用者数（86人）はいずれも下回っている。

については、万が一行方不明となったとしても、迅速な発見・保護につなげることを目的として、行方不明になる可能性のある人に双方の事業に登録いただけるよう、以下のとおり事業周知を強化する。

- 「高齢者見守りステッカー」および「はいかいSOSネットワーク」事業のいずれかに申し込みのあった段階で、両事業への申し込みを促す案内を強化する。
- ケアマネジャー等への周知を強化する。（「高齢者見守りステッカー」はケアマネジャー等も申し込むことができるため。）

例）ケアマネジャー連絡会や研修等において継続的な周知を図る。

- ③ 医療・介護事業者等との連携（「はいかいSOSネットワーク」発見協力者への登録推進）・・・資料4-①

「はいかいSOSネットワーク」発見協力者は、現在、地域福祉推進員、地区サポーター、民生委員児童委員、社会福祉協議会関係者で構成されている。（606人）この発見協力者について、行方不明発生時の搜索の網の目を広げることを目的として、日ごろ訪問業務等で地域に出ている医療・介護事業者へ対象者を拡充していく。なお、登録は事業所単位ではなく、個人単位での登録となる。

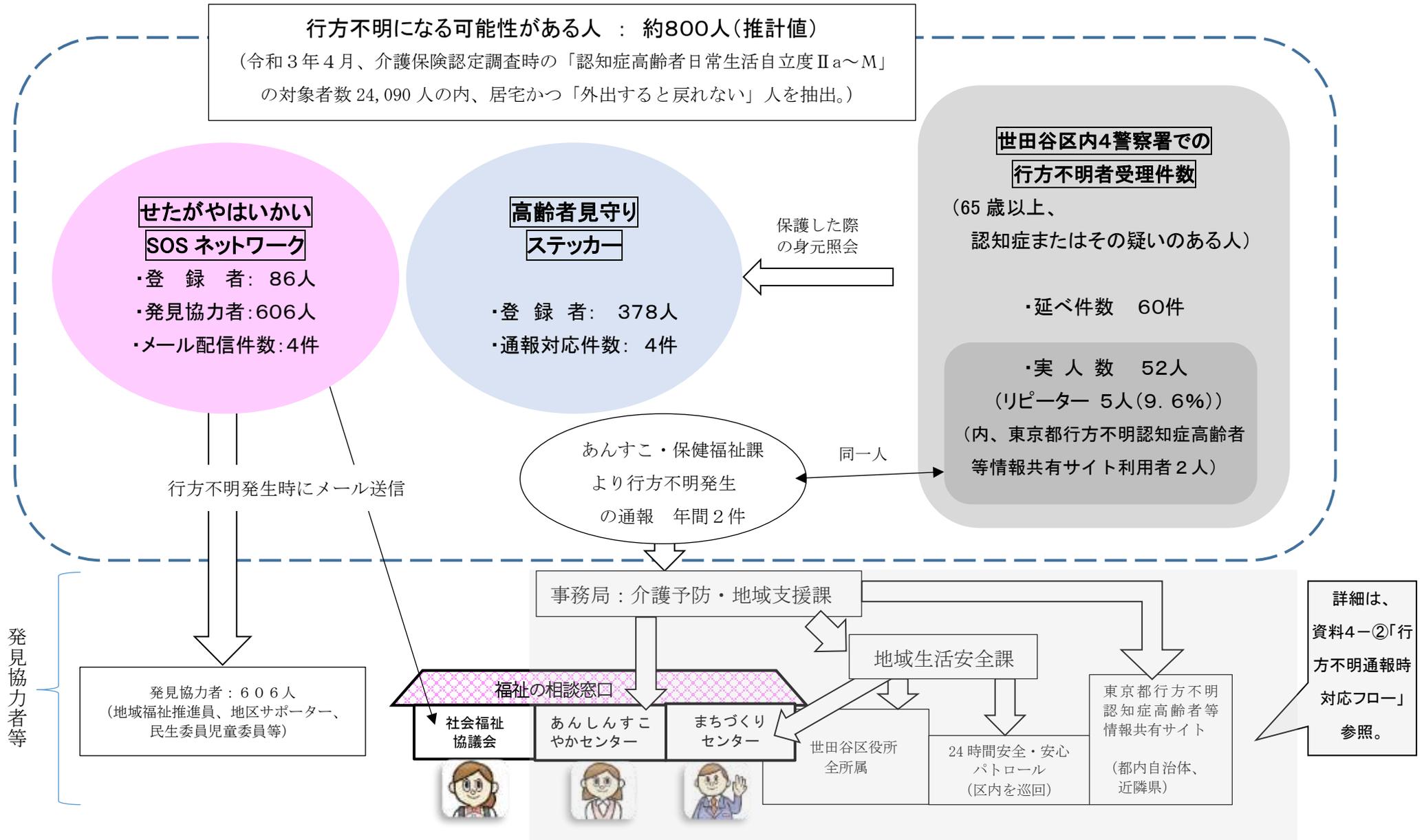
- ④ 行方不明事案発生時の行方不明者情報の発信先の拡大・・・資料5

（「はいかいSOSネットワーク」および区役所内情報共有ネットワークの活用）

行方不明事案が発生した際に、「はいかいSOSネットワーク」および区役所内情報共有ネットワークの双方を活用し、搜索の網の目を広げることを目的とする。

また、「世田谷区災害・防犯情報メール配信サービス」の活用についても検討していく。

行方不明者発生に関するネットワークの現状



※数値は令和2年度の統計 (行方不明者受理件数は令和2年1月～12月)

行方不明通報時対応フロー

令和4年1月28日令和3年度第2回セーフティネットについて検討する部会資料4-②
(令和3年10月8日令和3年度第1回(仮称)セーフティネットについて検討する部会資料)

家族等より行方不明発生の通報

あんしんすこやかセンター

・警察への届出が済んでいるかを確認する。

・区役所が行う対応（以下、①～③）を希望するか確認する。

区内搜索①区内への情報提供、②世田谷区24時間安全安心パトロール

区外搜索③東京都「行方不明認知症高齢者等情報共有サイト」

・①～③のいずれか1つでも希望する場合は、様式1「行方不明者搜索依頼」をもとに聞き取りを行い、保健福祉課へ電話連絡し伝える。(写真がある場合も保健福祉課へ送付する。)

※時間外・休日に通報を受けた場合

基本的に翌日以降開庁日の対応となる。ただし、②世田谷区24時間安全安心パトロールについては、**緊急・重要案件(※)**に限り、対応が可能。**緊急・重要案件(※)**の対象となるかについては、**必ず保健福祉課に判断を仰ぐこと**。巡視室(5432-2999または、5432-2072)へ連絡し、行方不明高齢者の通報を受けたため、保健福祉課と連絡が取りたい旨を伝える。

※緊急・重要案件について

■ 特異行方不明者を対象とする。【根拠：行方不明者発見活動に関する規則】

- ① 殺人、誘拐等の犯罪により、生命身体に危険が生じている者
- ② 少年の福祉を害する犯罪の被害にあうおそれのある者
- ③ 水難、交通事故等の事故に遭遇しているおそれのある者
- ④ 遺書、そのほかの言動から自殺のおそれがある者
- ⑤ 精神障害、危険物所持、その他の理由により生命身体に危険が生じている者
- ⑥ 病人、高齢者等で自救無能力のため生命身体に危険が生じている者

保健福祉課

あんしんすこやかセンターからの連絡をもとに、様式1「行方不明者搜索依頼」作成する。その後、様式1「行方不明者搜索依頼」を介護予防・地域支援課へ送付する。

介護予防・地域支援課

様式1「行方不明者搜索依頼」をもとに対応する。

①区内への情報提供

②世田谷区24時間安全安心パトロールを依頼

③東京都「行方不明認知症高齢者等情報共有サイト」に情報を登録

FAX・電話

あんしんすこやかセンター

地域生活安全課

東京都「行方不明認知症高齢者等情報共有サイト」

メール

世田谷区役所全所属

24時間安全安心パトロール

都内自治体、近隣県(千葉、埼玉、神奈川、栃木、群馬、茨城)、警視庁

区内を巡回

行方不明事案発生時の情報共有ネットワークイメージ（案）

令和4年1月28日 令和3年度第2回
セーフティーネットについて検討する部会 資料5

凡例
 実線・・・現在実施済み。
 点線・・・実施（案）

家族等より行方不明発生の通報
 （警察署には届出済みの前提）

「社協」「あんすこ」「保健福祉課」「介護予防・地域支援課」のいずれか1か所へ依頼するだけでよい。
 ただし、通報を受けたところが、希望する情報配信範囲の全てを聞き取る必要あり。

家族等より行方不明発生の通報
 （警察署には届出済みの前提）

あんしんすこやかセンター

保健福祉課

区民等発見協力者への配信

社会福祉協議会

メール
 （メールSOSネットワーク）

発見協力者
 （令和2年度：606人）

配信サービス登録者
 （メール登録者約5万人）
 （Twitterフォロー約3万人）

メール
 Twitter

世田谷区災害・防犯情報
 メール配信サービス

情報発信依頼

介護予防・地域支援課
 ※ 〇〇の項目について希望に応じて対応。

世田谷区24時間安全
 安心パトロールを依頼

庁内への情報提供

東京都「行方不明認知症高齢者等
 情報共有サイト」に情報を登録

地域生活安全課

東京都「行方不明認知症
 高齢者等情報共有サイト」

24時間安全安心
 パトロール
 区内を巡回

庁内メール

FAX・電話

行方不明者の情報提供（メール）

管轄警察署との情報共有

危機連絡会議メンバー
 世田谷区役所全所属

あんしんすこやかセンター

都内自治体、近隣県（千葉、埼玉、
 神奈川、栃木、群馬、茨城）、警視庁

自治体・警察署への情報共有

令和4年1月28日 令和3年度第2回
セーフティーネットについて検討する部会 資料6-①

(令和3年10月8日令和3年度第1回(仮称)セーフティーネットについて検討する部会資料)

認知症高齢者等個人賠償責任保険事業にかかる課題について

1、各自治体が挙げている主な課題

- ①周知方法(加入者が想定より少ない)。
- ②損害賠償責任が発生しなかった場合の被害者救済方法。
- ③保険の対象要件から外れた場合(死亡、施設入所)の把握が困難。
- ④安価な民間保険の取り扱いが増えてきており、行政が事業実施する意義を検討する必要がある。
- ⑤事業の効果検証が困難である。

2、各自治体が挙げている主な課題以外に、調査結果を受けて区が考える課題(調整中)

各自治体により、対象者、補償内容、保険料が異なっており(以下の①~④)公平な制度設計についての課題がある。

①対象者に認知症以外の方も対象としている自治体がある。(5自治体)

(精神障害者、知的障害者、障がい児の方も事故等の可能性が考えられるため、対象者に含めている)

②本事業の加入は、全ての自治体が事前申込制としている。

(但し、見舞金については、2自治体が事故の相手方を事前申込不要としている)

③補償内容は賠償責任保険・傷害保険・見舞金の3種類があり、賠償責任保険だけの自治体から3種類全てを設定している自治体など、補償内容及び上限額の設定が異なる。(※8月30日令和3年度第1回認知症施策評価委員会報告時より1自治体が追加され63自治体として掲載)

■賠償責任保険のみ1種類	: 40自治体(63.5%)
■賠償責任保険・傷害保険の2種類	: 5自治体(8.0%)
■賠償責任保険・見舞金の2種類	: 8自治体(12.7%)
■賠償責任保険・傷害保険・見舞金の3種類	: 10自治体(15.8%)
・賠償保険	: 最大1億円~5億円
・傷害保険(死亡・後遺障害の等級による)	: 最大800円~100万円
・見舞金	: 最大10万円~3,000万円

④利用者に負担金を徴収している自治体がある。

■保険の負担金

- ・年間1,000円 ・月220円(2自治体)
- ・登録料、年500円(1自治体)

■保険に付帯する行方不明時の捜索サービスの利用料

- ・月額2,200円と7回目以降の出動料金の実費(6回目までは無料)(1自治体)
- ・利用料金(詳細額不明)(1自治体)

賠償保険に関する意見要旨

(令和3年10月8日令和3年度第1回(仮称)セーフティーネットについて検討する部会)

【委員の主な意見】

- ・一番課題なのは、前例がこれだけ出てきたから、世田谷もつくらなければならないということでは決してなくて、つくられた先行自治体の課題が見えてきているので、何のためにこの制度をつくるかである。
- ・損害賠償が実際発生したケースの状況を見ると、必ずしも本当の意味で認知症の人だけの問題では決していない。商品の破損や交通機関など(企業側)が、客の一定の割合の中で出てくるリスクについて、保険を組んで損害賠償の制度設計をするのが、産業界やビジネスの基本的な備えの部分であると思う。そこを何故、公的な制度としてカバーする必要があるのか。
- ・住民からの評価だけで見てしまうと、お金を払わないで加入できて安心、といった非常にバイアスのかかった評価になるが、無料だから住民にとってよいということが良いのか。
- ・損害賠償の評価が家族や住民だが、本人が本当にいいのか。本人にとって、場合によってはとても大変な不利益や被害を被ってしまったり、事故に遭っていたり、安心な制度とは言い切れない面がいっぱいある。
- ・川上対策としてのセーフティーネットをしっかりと整備して、それでもまだ漏れることがあるかもしれない。事故が起こってしまった後の対策である損害賠償制度は、川下の対策のさらに川下対策である。特に本人にとってみると、もっとやるべきことの優先順位の高いものが多く、その該当者がもっと多くいる案件のほうに、行政として優先順位を上げて取り組むべき。
- ・暮らしの中で、もっと早い段階でつながりや相談など、あるいはバックアップなどがあれば、いろいろなものが悪くならないで、困らないで済むような川上対策がたくさんある。
- ・本人・家族が早い段階で相談につながるとか、悪くなる前にやれる川上対策がたくさんある。例えば警察へ保護された後、家にそのまま戻しただけでは、戻った直後からとても大変なことが起きている家はいっぱいある。本人や家族がよりよく暮らしていくためにどういう機能が必要で、その機能を今ある仕組みでカバーできているのか。カバーできていないことをどう変えていくか。総合的にどう繰り返さないで済むかとか、防げるかということをしかりと検討したり、そういうことをやるチームなり、また保護した後にきちんと引き継げるところがどこか等、システムとして、本人と家族が暮らしていく流れに沿って作り替えていく。本人、家族から必要な機能をしっかりと整理し、あるものを生かして、最適化していくことが必要。
- ・当事者が考えるに、例えばこういう保険制度が出た場合に、認知症の人間は、おかしくなるとか、もしくは徘徊するとか、そういうマイナスイメージを投げられる感じがする。現段階において、この問題についてそれを導入するレベルに達していない。もっと議論しないとだめだと思う。その上でどういう形がいいのかということ考えたほうがいい。
- ・現実に民間保険での取扱いはあるのか。

認知症の方のセーフティーネットについて

1、これまでの経過等

(1) 他の自治体等が実施している認知症損害賠償保険（以下、「賠償保険」という。）事業の状況等について、以下の認知症施策評価委員会及び認知症施策評価委員会にかかる部会において、本人、家族を含む委員より意見をいただいた。

- ・令和2年度第1回認知症施策評価委員会（12月3日）
- ・令和2年度第1回認知症施策評価委員会にかかる部会（12月21日）
- ・令和2年度第3回認知症施策評価委員会にかかる部会（令和3年1月12日）

【委員の主な意見】（意見については要旨としている）

- ・知的障害の方の実例として、判断能力がないため保険金がでず、監督責任の問題になった実例がある。民法713条の行為責任の関連もあるため、判断能力がない認知症の方も保険適用されるのかを調べておく必要がある。
- ・行政として力を入れるべきは、認知症の人が安心して外出できるよう、本当の意味で、地域でともに支えるまちをつくることであり、そのための希望条例である。見守りやいざというときのSOS体制の強化がされていない中で、事故が起きた後の事後的対処だけを施策に入れるのは施策全体としての整合性が合っていない。
- ・賠償保険は、認知症の人は危険な人といったネガティブなイメージを与えるという意味で、世田谷区が導入すべきかもっと論議をしなければいけない。
- ・家族に迷惑がかかり、これ以上負担をかけられないで済む方法があるならば、家族が少しでも助かるのであれば良いと思う。
- ・賠償保険の制度があれば本当にありがたい、一方で、認知症の人はとても危ない存在だと区民の方に思われてしまう。
- ・賠償責任について訴訟する家族の負担を考えると、そういう取り組みを入れてくださるうとしている区の方の気持ちは本当にありがたい。でも、どちらとも… …。
- ・区民全体の見守り体制や、スーパーマーケットやいろいろな人たちが支えるということのほうが今は大事で、見守り体制が整ったうえで、こういう保険があったらいいのではないか。

(2) 令和3年7月、賠償保険事業を実施している自治体への郵送によるアンケート調査を実施（資料6-②参照）

2、今後の検討の進め方について

引き続き、委員会及び部会の意見、調査結果をもとにしながら、希望計画に基づく4つの重点テーマ及びプロジェクトを進めていくなかで、地域の見守りネットワーク及び賠償保険も含めたセーフティーネット全体について検討していく。

検討については、「地域づくりプロジェクト」をはじめとする4つのプロジェクトと連動性を持つ「(仮称)セーフティーネットについて検討する部会」を設置し、検討内容については認知症施策評価委員会で報告していく。「(仮称)セーフティーネットについて検討する部会」は、委員長が指名する委員をもって組織する。